



セカンドオピニオン

徳島県

2023年8月4日

サステナビリティボンド・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター（R&I）は、徳島県が2023年8月に策定したサステナビリティボンド・フレームワークが国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」「ソーシャルボンド原則2023」「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」、金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) 調達資金の使途

資金使途となる対象事業のうちグリーンプロジェクトはグリーンボンド原則で例示される事業区分の「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」「クリーン輸送」「生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」「気候変動に対する適応」のいずれかに該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。ソーシャルプロジェクトはソーシャルボンド原則で例示される事業区分の「手ごろな価格の基本的インフラ設備」「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」「手ごろな価格の住宅」のいずれか一つまたは複数の事業区分に該当し、特定の社会的課題に対する明確な社会的成果が見込まれ、対象となる人々が示されている。資金使途は妥当である。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

適格プロジェクト分類は「SDGs 日本モデル宣言」「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書」「徳島県地域防災計画」「徳島県障がい者施策基本計画」「第4次徳島県住生活基本計画」「第11次徳島県交通安全計画」「第3次徳島県環境基本計画」に基づく施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。個別の適格プロジェクトは、徳島県経営戦略部財政課が各部局にヒアリングを行い、環境・社会面での便益が見込まれるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、知事が最終決定する。適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮する。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

(3) 調達資金の管理

調達資金は当該会計年度中に適格プロジェクトに充当される。各適格プロジェクトの充当状況については、経営戦略部財政課と各部局予算決算担当課が連携して充当状況の把握を行い、発行超過等が起らないよう管理する。未充当資金が発生した場合には、充当されるまで、現金または安全性の高い金融資産で運用する。調達資金の全額について適切な内部プロセスに沿って追跡管理が行われ、未充当資金の運用方法は明確に示されている。資金管理は適切である。

(4) レポーティング

資金充当状況は、徳島県のウェブサイトにて、起債した年度の翌年度に開示する。環境改善効果及び社会的成果については、徳島県のウェブサイトにて、少なくとも起債した年度の翌年度に開示する。充当状況やプロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。各グリーン適格プロジェクトの環境改善効果と各ソーシャル適格プロジェクトの社会的成果は、それぞれの環境面での目標、社会的な目標に整合した指標で示される。レポーティングの内容は適切である。

発行体の概要



[徳島県章]

(1) 徳島県の特徴

- 徳島県は四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接する。山地が多く全面積のおよそ 8 割を占める。鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。
- 文化・伝統については、400 年の歴史を持つ「阿波おどり」が有名である。全国から大勢の観光客が訪れ、街全体が熱気に包まれる。
- 産業については、温暖な気候と、吉野川沿いの平野を中心とした恵まれた自然環境を活かし、野菜では「なると金時（さつまいも）」「にんじん」「れんこん」、果樹では「みかん」「すだち」「なし」などの生産が盛んである。また、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の畜産業も盛んである。さらに、徳島県は瀬戸内海、紀伊水道、太平洋と性質の異なる三つの海に面しており、古くから沿岸漁業が盛んで、マダイやシラス（チリメン）、ハマチ、アワビ類など、様々な魚介類を漁獲しているほか、ハマチやワカメ、ノリ類などの養殖業も盛んである。化学・電子部品といった産業に強みを持ちつつ、内陸部にも情報通信産業のサテライトオフィスが多く進出するなど、様々な産業がバランス良く発展し、特定の産業に大きく依存しないという特徴を持つ。また、女性が社長を務める企業の割合が日本で最も高く、女性活躍が進んでいる点も特徴である。
- 清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われる活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現に向け、全国で初めて「脱炭素社会の実現」を掲げる条例を制定する等、様々な環境関連の取り組みを実施している。

(2) サステナビリティボンド・フレームワーク策定の目的

- 本フレームワークに基づき、以下の債券の発行ができるものとし、これらを総称して「徳島県 SDGs 債」とする。充当するプロジェクトについては、「1. 調達資金の使途」にて定めた適格プロジェクト分類から選定する。
 - グリーンボンド : 適格グリーンプロジェクトに係る支出に充当する債券
 - ソーシャルボンド : 適格ソーシャルプロジェクトに係る支出に充当する債券
 - サステナビリティボンド : 適格グリーンプロジェクト及び適格ソーシャルプロジェクトに係る支出に充当する債券
- 徳島県 SDGs 債の発行を契機として、脱炭素社会の実現に向けた「緩和策」と「適応策」を推進するグリーンプロジェクト、ダイバーシティ社会の実現を推進するソーシャルプロジェクト双方のプロジェクトの推進を図り、徳島版 SDGs の実装を加速させる。また、徳島県が地球温暖化対策をはじめ SDGs の実装に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、地域住民や事業者の SDGs に対する意識の向上を図り、県民主体による持続可能な社会の実現に繋げる。

1. 調達資金の用途

(1) 適格プロジェクト

- ICMA のグリーンボンド原則 2021 及びソーシャルボンド原則 2023 における事業区分のうち以下に挙げるものを徳島県のグリーン適格またはソーシャル適格プロジェクト分類とし、調達資金を該当するプロジェクトに充当する。対象の適格プロジェクト例は表のとおり。

■グリーンプロジェクト

事業区分 (グリーン適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト例	環境面での目標	貢献する SDGs
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備や蓄電池等）導入 	気候変動の緩和	 
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設における高効率機器（LED等）の導入 県有施設の ZEB 化またはそれに準ずる省エネ化 	気候変動の緩和	 
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮車の購入 	気候変動の緩和	
生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> 水域環境保全（藻場の造成） 森林整備 林道整備 	生物・自然資源の保全	  
気候変動に対する適応	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> 河川改修・改良・維持補修 老朽ため池等整備 高潮対策 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 治山（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策） 砂防 	気候変動への適応	 

■ ソーシャルプロジェクト

事業区分 (ソーシャル適格プロジェクト分類)	対処する社会的課題・社会的な目標 適格プロジェクト例	対象となる人々	貢献する SDGs
手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理・防災体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害活動拠点施設の変電設備の更新等 ➢ 地域衛星通信ネットワーク（ラスコムネットワーク）の整備 	自然災害の罹災者	
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県有施設の老朽化・防災対策 	地域住民・企業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な地域コミュニティの実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 徳島文化芸術ホール（仮称）整備 	地域住民・企業	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い持続可能で豊かな生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急避難場所や指定避難場所等の整備 ➢ 農業水利施設の老朽化対策 ➢ 漁港施設整備 ➢ 水産物供給基盤機能保全 ➢ 長寿命化計画に基づく施設整備（河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等） ➢ 橋りょうの修繕や震災対策 ➢ 公園施設の防災機能の強化 ➢ 港湾補修 ➢ 災害対策拠点施設の長寿命化 	地域住民・企業 自然災害の罹災者	
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 歩道の整備や交差点改良 ➢ 非常用信号機電源付加装置の整備 	地域住民・企業 障がい者（児） 自然災害の罹災者	

事業区分 (ソーシャル適格プロジェクト分類)	対処する社会的課題・社会的な目標 適格プロジェクト例	対象となる人々	貢献する SDGs
必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備 	地域住民・企業 高齢者と脆弱な若者 障がい者（児） 女性 性的及びジェンダー マイノリティ	 
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことができる環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童館整備 	こども	
手ごろな価格の基本的インフラ設備 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人々の教育機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県立学校施設の長寿命化 	こども 障がい者（児）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児（者）の安心・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉施設等における施設整備（補助含む） 	障がい者（児）	
必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティの推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県立支援学校における施設整備 ➢ 精神障がい者地域共生総合支援 	障がい者（児）	 
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路のバリアフリー化（視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備） 	地域住民・企業 障がい者（児） 自然災害の罹災者	
手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県営住宅建設 	県営住宅を必要とする人々	 

(2) 環境改善効果・社会的成果

グリーンプロジェクト

県有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備や蓄電池等）導入

事業区分：再生可能エネルギー

- ・ 徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げる目標「2030年度自然エネルギー電力自給率 50%超」の達成に向けて、県有施設に自家消費型の太陽光発電及び蓄電池等を率先導入する。
- ・ 2015年12月、地球の平均気温の上昇を2℃未満に抑えるため、すべての国が温室効果ガス削減に向けて取り組むことを規定した「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効された。その発効に先立ち2016年10月、徳島県は全国で初めて「脱炭素社会の実現」を掲げる条例を制定し、同時に、2030年度の温室効果ガスを40%削減（2013年度比）する目標を設定した。さらに、2020年に策定した「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」において、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を、2013年度比で、40%削減から50%削減に引き上げ、脱炭素への取り組みを一層強化している。
- ・ 災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」を構築するため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設などで設備導入を着実に進め、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進する。

県有施設における高効率機器（LED等）の導入

事業区分：エネルギー効率

- ・ 県有施設において、寿命が長く省エネ性能の高いLED等の高効率機器を積極的に導入する。
- ・ 徳島県には、高輝度青色LEDを世界で初めて製品化しLED生産量で世界トップレベルを誇るLED素子メーカーをはじめ、LEDを用いた様々な応用製品を開発するメーカーが県内外から集積している。
- ・ 令和5年度には、安全で快適な道路環境を実現するため、あわ産LEDを用いた道路・トンネル照明灯のLED化を加速するほか、県立高校、支援学校などへのLED照明導入を進める。

県有施設のZEB化またはそれに準ずる省エネ化

事業区分：エネルギー効率

- ・ 徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げる目標「温室効果ガス排出量（2013年度比）▲50%」の達成に向けた施策の一つとして、県有施設の新築・改修事業について、率先的にZEB¹を導入する。
- ・ 令和5年度には、脱炭素社会の実現に向けた「新時代の交番」として、藍住町内の2交番を再編の上、ZEB仕様の環境配慮型交番を新設することや、家畜保健衛生所・阿南支所の建て替え工事をZEB Ready²仕様で整備することを計画している。

環境配慮車の購入

事業区分：クリーン輸送

¹ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

² 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

- ・ 県の公用車の新規購入・更新の際に、環境配慮車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を購入する。
- ・ 徳島県版・脱炭素ロードマップでは、県の公用車の新規・更新は 100%電動車とすることを目標としている。災害時を想定した外部給電デモンストレーションの実施など電動車普及に向けた啓発活動も実施し、電動車を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動や物流を脱炭素化するとともに、「走る蓄電池」として災害時の非常用電源に活用する。

水域環境保全（藻場の造成）

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

- ・ コンクリートブロックの設置や海藻の繁茂状況のモニタリングなどを通じて、産卵場や幼稚魚の育成場として重要な役割を果たす藻場を造成するなど、水域環境保全対策を実施し、沿岸域の漁業資源を維持・増大させる。
- ・ 令和5年度には、海部漁場において藻場造成を実施し、アワビ類、イセエビなどの生息環境の維持・改善を図る。

森林整備

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

- ・ 間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、長伐期林、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行うなど、森林整備を推進する。自然的条件や地域のニーズに対応し、森林の有する水資源の涵養や洪水防止機能などの多面的機能の維持・増進、森林環境の保全を図る。
- ・ 那賀町木頭ほか 21 市町村で 1,781ha の整備を計画・実施している。

林道整備

事業区分：生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理

- ・ 山村と森林を結び、森林の適切な管理や間伐等の森林整備を行う基盤となる林道を整備する。森林を経由して山村と都市を結ぶ林道は、地域居住者の生活道であり、災害発生時には山村の孤立を防ぐ迂回路としての役割も担う。
- ・ 徳島市紅葉山線、阿波市ヤカエ線、那賀町南川線ほか 42 路線での林道改良 1,618m、林道舗装 3,411 m の整備を計画・実施している。

浸水対策

事業区分：気候変動に対する適応

■ 河川改修・改良・維持補修

- ・ 那賀川などの河川において、護岸・築堤・掘削等の改良工事を行う。また、勝浦川などの河川の堤防・護岸・樋門等の老朽化あるいは損壊箇所の補修、流水機能障害の要因となる堆積土砂の撤去、除草・伐木等を行うことにより、浸水被害の未然防止を図る。
- ・ 徳島県は、県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、以前から大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生している。近年では、平成 26 年、27 年と 2 年連続し、夏季に那賀川流域において豪雨による浸水被害が発生した。

- ・ 流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県下全域を対象とする「とくしま流域水管理計画」に続き、流域単位で「流域水管理行動計画」を策定し、河川整備を計画的に進めるとともに、被害を軽減するためのソフト対策にも取り組む。

■ 老朽ため池等整備

- ・ ため池・頭首工・樋門・用排水機場・水路等の改修を行い、農地・農業用施設等の大雨・洪水被害等を防止し、農業生産の維持・農業経営の安定を図る。

高潮対策

事業区分：気候変動に対する適応

■ 海岸保全施設整備

- ・ 堤防・突堤・護岸・砂浜など海岸保全施設の新設・改良、長寿命化対策を実施し、津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから人家や農地を守る。
- ・ 徳島県は、香川県や高知県とともに、香川県三豊市から徳島県鳴門市に連なる四国北東部の瀬戸内海に面する「讃岐阿波沿岸」、鳴門市から阿南市の蒲生田岬に連なる「紀伊水道西沿岸」、蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に連なる「海部灘沿岸」について、それぞれ海岸保全基本計画を策定している。
- ・ 讃岐阿波沿岸は瀬戸内海に位置するため、波浪などの外力は外海に比べ小さいが、低地が多く潮の干満も大きいことから、高潮被害の危険性が高い地域が見られ、第二室戸台風（昭和 36 年）や平成 16 年の台風 16 号では、多くの地域で浸水被害が発生した。太平洋からの外洋性をおびる紀伊水道西沿岸や、太平洋に直面する海部灘沿岸は、台風などによる高波の影響を強く受ける。海岸保全基本計画では、それぞれの自然・社会状況、海岸保全の現況に応じた長期的な海岸保全策を講じている。

土砂災害対策

事業区分：気候変動に対する適応

■ 治山（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策）

- ・ 山地災害危険地区で、山崩れ、地すべりなどの早期復旧や未然防止のために、治山ダム工等の必要な整備を行う。地すべり防止区域において、林野ではアンカー工・集水ボーリング工等の地すべり防止施設の整備、耕地では土留めや排水路・排水ボーリングの整備などを行う。急傾斜地崩壊危険区域では、擁壁工、排水工、法面工などの崩壊防止施設を設置する。
- ・ 徳島県は地質が非常に脆弱であることから、県内に多数の地すべり地が分布しており、年間降水量に比例して県内の山地災害の被害は増加する傾向にあることから、これらの対策に取り組んでいる。

■ 砂防

- ・ 土石流危険渓流では、土石流災害から下流の人家、公共施設等を守るため、砂防堰堤などの砂防設備を整備する。その他、土砂災害警戒システムの機能強化などを行い、災害対策を流域一体となって推進する。

ソーシャルプロジェクト

危機管理・防災体制の再構築

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：自然災害の罹災者

■ 災害活動拠点施設の受変電設備の更新等

- ・ 大規模災害発生時の活動拠点に位置付けられている各庁舎について、発災時においても庁舎機能を維持し、業務継続を可能とするため、受変電設備の更新・改修等を行う。

■ 地域衛星通信ネットワーク（ラスコムネットワーク）の整備

- ・ 現在利用中の民間衛星通信サービス利用期限到来への対応と、国と地方公共団体を結ぶ「地域衛星通信ネットワーク（ラスコムネットワーク）」の全国市町村・消防本部への整備を一体的に図るため、地域衛星通信ネットワークシステムの更新、整備を実施する。

安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民・企業

■ 県有施設の老朽化・防災対策

- ・ 県施設の老朽化・防災対策を行う。令和5年度では、鳴門総合運動公園野球場の改築を計画している。鳴門総合運動公園野球場は、1973年の開場以来50年が経過し、球場内各所に壁面のクラックや雨漏りが生じるなど老朽化が進行している。今後も引き続き安全・安心な球場として利用を続けていくために内野スタンドを全面改築する。

包括的な地域コミュニティの実現

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民・企業

■ 徳島文化芸術ホール（仮称）整備

- ・ 県民の文化活動のさらなる促進と発信、将来の文化芸術を担う人材の育成、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県都の中心市街地活性化による県全域のにぎわい創出等を図るため、徳島文化芸術ホール（仮称）の整備を行う。

災害に強い持続可能で豊かな生活の実現

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民・企業、自然災害の罹災者

■ 緊急避難場所や指定避難場所等の整備

- ・ 鳴門総合運動公園野球場や徳島文化芸術ホール（仮称）など県有施設の整備に際し、緊急避難場所や指定避難場所等の機能を備え、災害時の影響の低減を図る。

■ 農業水利施設の老朽化対策

- ・ 老朽化した農業水利施設に対し、機能保全計画に基づく効率的な機能保全対策を実施し、農地、人家に対する洪水被害を防止する。

■ 漁港施設整備

- ・ 地震津波対策としての防波堤・岸壁対策工や、水産物の品質確保、衛生管理対策の向上、陸揚げ・集出荷機能の強化を目的とした荷さばき所の整備等を行う。また、災害復旧・復興活動のための緊急物

資一時保管場所の整備や、施設利用者の快適性や安全性向上に向けた、漁港及び周辺環境や景観と調和する緑地の整備等を実施する。

■ 水産物供給基盤機能保全

- ・ 漁港施設の機能保全計画の策定及び保全工事や、消波ブロック設置など防波堤の改良による地震・津波に対応した外郭・係留施設の機能強化を推進する。

■ 長寿命化計画に基づく施設整備（河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等）

- ・ 長寿命化計画に基づいた河川管理施設の更新等を実施し、施設機能の確保を図る。徳島県の排水機場・堰等の河川管理施設の多くは高度経済成長期に整備され、供用開始後約 40 年が経過しているため、計画的・集中的な更新・修繕を実施し、老朽化に対応する。
- ・ 社会資本の整備その他の取り組みに関する計画及び長寿命化修繕計画に基づき、道路・橋りょう等の整備・補強等を行う。
- ・ 人命や資産を防護するため、海岸堤防等の海岸保全施設の機能の回復、強化に向けた長寿命化計画等を作成し、計画的に老朽化対策を実施する。

■ 橋りょうの修繕や震災対策

- ・ 橋りょうの修繕や震災対策を行い、施設の保全を図る。徳島県国土強靱化地域計画では、南海トラフ地震の発生によって引き起こされる最悪の事態の一つとして、橋りょうが被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る状況を想定している。被害を最小限に留めるため、緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率（令和 4 年時点で 90%）を重要業績指標の一つとし、整備を進めている。

■ 公園施設の防災機能の強化

- ・ 県民の憩いの場となる都市公園の整備を促進するとともに、老朽化した公園施設の改修・改築や大規模災害に備えた防災機能の強化を図る。

■ 港湾補修

- ・ 老朽化が進行し機能が低下している物揚場の改良等を行い、施設の延命化を図る。また、耐震強化岸壁の整備、その他港湾施設の改良及び予防保全対策を実施する。

■ 災害対策拠点施設の長寿命化

- ・ 県立防災センター・消防学校の長寿命化対策を実施する。県立防災センター・消防学校は、平時には防災に関する体験学習等の防災啓発施設として、また、大規模災害が発生した際は、万代庁舎に設置される災害対策本部の補完機能や防災関係者の活動拠点等として利用される。

交通安全対策の推進

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備

対象となる人々：地域住民・企業、障がい者（児）、自然災害の罹災者

■ 歩道の整備や交差点改良

- ・ 歩道や、信号機・道路標識をはじめとする交通安全施設の整備を推進し、通学路をはじめとする道路の安全性向上及び渋滞緩和を図り、歩行者及び自転車通行者の安全を確保する。

■ 非常用信号機電源付加装置の整備

- ・ 信号機電源付加装置を整備し、災害発生時等における停電発生時に、信号機の滅灯による交通の混乱が起きることを防止する。信号機電源付加装置は自動的に電気を供給して信号機を正常に動作させる装置で、緊急交通路など重要交差点を対象に整備を進めている。

バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：地域住民・企業、高齢者と脆弱な若者、障がい者（児）、女性、性的及びジェンダーマイノリティ

■多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備

- ・ 県有施設の整備・改修において、多目的トイレ、車いす席、エレベーター等を整備し、バリアフリー化を推進する。
- ・ 徳島県では、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、地域におけるすべての人が暮らしやすい社会（ユニバーサル社会）の実現を目指し、平成 17 年に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を定め、平成 19 年に「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」を制定している。基本指針のなかでは、様々な手段や機会を通じ、広く県民に情報を提供するなど、ユニバーサルデザイン製品の普及に努めるとともに、県自ら率先して公共事業等においてユニバーサルデザイン製品の積極的な利用を行うことなどで、県民の利用促進に努めるとしている。特に、街づくりの分野においては「とくしま公共事業ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、整備を推進している。

児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：こども

■児童館整備

- ・ 市町村が実施する児童館の施設整備事業に対し補助を行う。児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を高め、地域における児童の健全育成を図る。令和 5 年度では 3 件の支援を見込んでいる。

あらゆる人々の教育機会の確保

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：こども、障がい者（児）

■県立学校施設の長寿命化

- ・ 「徳島県立学校施設長寿命化計画」にもとづき、学校施設を長く、賢く使えるよう建物を計画的に整備し、建物及び設備の機能維持・回復を行いながら、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境を確保する。
- ・ 徳島県の県立学校施設は昭和 40 年代後半に集中して建築されており、従来改築時期の目安としてきた建築後 40 年を経過している施設が全体の約 4 割を占めている。施設の耐震化はほぼ終えた状況にあるが、今後も安全・安心な教育環境を維持していくために、施設の状態に応じ、老朽化による機能低下や不具合の拡大を防ぐ適切な修繕や更新を行う。そのほか、教室への空調整備やトイレの更新など、快適な教育環境を確保するための取り組みに加え、災害時に地域の避難所となるための安全性やライフラインの確保等の機能の強化などを行う。

障がい児（者）の安心・安全の確保

事業区分：手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス

対象となる人々：障がい者（児）

■ 社会福祉施設等における施設整備（補助含む）

- ・ 社会福祉施設利用者の安心安全を確保するため、施設の耐震化や感染症対策等の施設整備にあわせ、重度障がいへの対応等の課題を解決する環境を整備し、住み慣れた地域で暮らす「地域移行の推進」を支える機能の充実を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

ダイバーシティの推進

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：障がい者（児）

■ 県立支援学校における施設整備

- ・ 県立特別支援学校の施設整備を進める。「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書」では、国府支援学校をダイバーシティの先導モデルとして整備する方針を示し、小学部から能力を伸ばし適性を見いだす「個別トレーニング室」「生活学習室」「感覚遊具室」「カームダウン室」、基礎的な職業スキルを高める「ビルメンテナンス実習室」「介護実習室」「接客実習室」「流通実習室」、地域一体型のキャリア教育を推進する「多機能型作業室」「食品製造実習室」「商品開発室」、卒業後の生活を見据えた社会体験を行う「コミュニティショップ」「カフェレストラン」、知的障がい者の文化・スポーツ活動を推進する「多目的ホール」などの施設整備を計画している。
- ・ 令和5年度では、国府支援学校整備プロジェクトの先駆けとなる新校舎棟の工事に着手するとともに、新体育館棟の実施設計を行うことを計画している。

■ 精神障がい者地域共生総合支援

- ・ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行うグループホーム等の整備を支援し、精神障がい者の医療機関から地域生活への移行を図る。
- ・ 「徳島県障がい者施策基本計画（中間見直し版）」では、地域生活への移行者数が見込量を下回っていることが課題であるとし、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるよう、地域生活支援拠点等の整備を進める必要があるとしている。グループホームの利用を促進するとともに、重度障がい者にも対応した支援体制の充実を図り、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進める。

交通安全対策の推進

事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々：地域住民・企業、障がい者（児）、自然災害の罹災者

■ 道路のバリアフリー化（視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備）

- ・ 視覚障がい者用付加装置（歩行者用信号灯器の青表示のタイミングに合わせて音響を発生し、視覚障がい者が横断する方向を誘導する装置）、信号の高齢者等感応化（高齢者・足の不自由な人などが横断に時間がかかる場合に、歩行者青信号を通常よりも長くできるようにする機能改良）、歩行者支援装置（Bluetoothにより信号機からスマートフォンに歩行者用信号の表示色情報等を送信し、交差点名や歩行者用信号の表示色を画面表示するほか、音声や振動等で確認することにより信号交差点における視覚障がい者の方の横断を支援する装置）など設備・機能を整備し、道路のバリアフリー化を進める。

あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保

事業区分：手ごろな価格の住宅

対象となる人々：県営住宅を必要とする人々

■ 県営住宅建設

- ・ 県営住宅において、既存ストックの有効活用・更新を図る改善事業及び防災・減災事業を実施する。
- ・ 「第4次徳島県住生活基本計画」では、公営住宅等ストックについて、老朽化の状況、県内に居住する世帯数や民間住宅ストックにおける空き家戸数の推移などを考慮し、令和3年度から令和12年度までの10年間の公営住宅の供給目標量を6,700戸と設定している。戦略的な維持管理を行うことにより、持続可能な住宅セーフティネットの構築を図る。
- ・ 被災者を対象とした応急仮設住宅の供給については、短期間で準備が可能な借上型による供給を基本としつつ、住家被害の程度や要配慮者の状況等に応じて、建設型を準備する。更なる被害が生じる場合には、市町村等とも連携し、自力再建への支援や災害公営住宅の建設等の対策も検討・実施している。

(3) 環境・社会に対するネガティブな効果とその評価、対応の考え方

- ・ 除外規準として、徳島県SDGs債の発行により調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しないこととしている
 - ・ 所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄・腐敗・恐喝・横領等の不適切な関係
 - ・ 人権・環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

資金使途となる対象事業のうちグリーンプロジェクトはグリーンボンド原則で例示される事業区分の「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」「クリーン輸送」「生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」「気候変動に対する適応」のいずれかに該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。ソーシャルプロジェクトはソーシャルボンド原則で例示される事業区分の「手ごろな価格の基本的インフラ設備」「必要不可欠なサービスへのアクセス」「社会経済的向上とエンパワーメント」「手ごろな価格の住宅」のいずれか一つまたは複数の事業区分に該当し、特定の社会的課題に対する明確な社会的成果が見込まれ、対象となる人々が示されている。資金使途は妥当である。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略、政策への組み込み

- 本フレームワークで適格プロジェクトとした事業は「SDGs 日本モデル宣言」「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書」「徳島県地域防災計画」「徳島県障がい者施策基本計画」「第4次徳島県住生活基本計画」「第11次徳島県交通安全計画」「第3次徳島県環境基本計画」に基づく施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。

SDGs に関する取組方針

■ SDGs 日本モデル宣言への賛同

- SDGs 日本モデル宣言とは、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方から SDGs を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示すものである。官民連携パートナーシップ、民間ビジネスの力、次世代・ジェンダー平等の大きく3つの柱で構成され、政府が策定した「SDGs 実施指針」及び「SDGs アクションプラン 2020」にも位置付けられている。
- 本宣言は、2019年に開催された「SDGs 全国フォーラム 2019」において、徳島県を含む全国93自治体の賛同を得て発表された。その後も、多くの地方自治体が追加で賛同し、2023年4月11日現在、446の自治体が賛同している。

【SDGs 日本モデル宣言】

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGs モデル」を世界に発信します。

- SDGs を共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- SDGs の達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となる SDGs の推進を目指します。

■ 新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書

- 徳島県では、特別支援教育の現状と課題を整理し、「ダイバーシティ社会」を目指す「新しい時代」における県立特別支援学校の在り方についての構想を策定するため、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会を設置し、審議を重ねた結果、特別支援学校が「ダイバーシティの先導役」を果たすために、国が示す「設置基準」をふまえつつ学校の「基本機能」を充実させるとともに、地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造と、その教育内容を支える「教育環境」の整備を進め、特別支援学校の「センター的機能」を最大限に活用して、地域を「ダイバーシティ社会」へと導くことを基本方針とすることとしている。

【徳島県の特別支援学校における教育の基本方針】

- 国の「設置基準」をふまえた各学校の「基本的な機能」の充実
- 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造
- 新たな教育内容を支える「教育環境」の整備
- 地域を「ダイバーシティ社会」へと導く「センター的機能」の活用

■ 徳島県地域防災計画

- 本計画は、「災害対策基本法」に基づく徳島県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定したものである。徳島県の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、県内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成している。県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めている。

■ 徳島県障がい者施策基本計画

- 本計画の基本理念は、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」である。また基本理念の実現のため、特に重点的に取り組むべき項目として、以下の4項目を本計画における重点項目としている。
 - 地域社会における「心のバリアフリー」の促進
 - 地域で安心して暮らせる環境づくり
 - 障がい者の自立と社会参加の促進
 - 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

■ 第4次徳島県住生活基本計画

- 徳島県では、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定に基づき、住生活基本計画（都道府県計画）を定めている。令和4年3月に、「新型コロナウイルスの感染拡大」「気候変動による影響の顕在化」といった社会情勢の大きな変化を踏まえ、新たな都道府県計画として「第4次徳島県住生活基本計画」を策定した。計画においては、県として重点的に取り組む以下の施策を示している。

【重点的に取り組む施策（テーマ）】

- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした「新たな日常」への対応
- 気候変動による影響の緩和に向けた「カーボンニュートラル」への貢献
- 災害時も含めた県民の安全・安心に資する「住まいのレジリエンス」の確保

■ 第11次徳島県交通安全計画

- 徳島県では、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策について、これまでの計画の成果及び社会環境の変化を踏まえて、更なる施策の推進を図るため、本計画を策定している。

【計画の基本理念】

- 交通事故のない社会を目指す
 - 交通事故死者数の減少並びに事故総数の減少について取り組みます。
- 人優先の交通安全思想
 - 高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保します。
- 高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築
 - 年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指します。

【計画の数値目標】

本計画は、「道路交通」「鉄道交通」「踏切道における交通」それぞれの交通ごとに、達成すべき数値目標を以下のとおり設定している。

- 道路交通
 - 交通事故死者数を20人台前半、可能な限りゼロに近づける

- 交通事故傷者数を確実に減少させる
- ・ 鉄道交通
 - 乗客の死者数ゼロの継続を目指す
 - 運転事故全体の死者数ゼロを目指す
- ・ 踏切道における交通
 - 踏切事故件数ゼロを目指す

環境に関する取組方針

■ 第3次徳島県環境基本計画

- ・ 2016年のパリ協定の発効を受けて、世界の多くの国々が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、徳島県においては、全国で初めて「脱炭素社会の実現」を基本理念に掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開している。第3次計画では、環境を取り巻く新しい課題に適切に対応するとともに、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、徳島県がなすべき方向性と施策を定めており、国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取り組みを一層加速する必要があるとしている。

【計画の位置づけ】

徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

- ①環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- ②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。

【基本コンセプトと重点戦略】

計画策定にあたっての基本コンセプトとして「脱炭素社会を徳島から実現！」を掲げ、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れ、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指している。そして、取り組みの推進を図る上で、以下の4つの重点戦略を設定している。

- ・ 気候変動に適応した持続可能な社会づくり
- ・ 環境に配慮したエシカルな暮らしづくり
- ・ 自然エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
- ・ 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

(2)プロジェクトの評価・選定のプロセス

- ・ 適格プロジェクトは、徳島県経営戦略部財政課が各部局にヒアリングを行い、環境・社会面での便益が見込まれるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、知事が最終決定する。

(3)環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮する。

適格プロジェクト分類は「SDGs 日本モデル宣言」「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書」「徳島県地域防災計画」「徳島県障がい者施策基本計画」「第4次徳島県住生活基本計画」「第11次徳島県交通安全計画」「第3次徳島県環境基本計画」に基づく施策として環境・社会課題の解決を図るものであり、確実な環境改善効果・社会的成果を見込めるよう選定されている。個別の適格プロジェクトは、徳島県経営戦

略部財政課が各部局にヒアリングを行い、環境・社会面での便益が見込まれるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、知事が最終決定する。適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮する。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

3. 調達資金の管理

- ・ 地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられる。従って、徳島県 SDGs 債の発行により調達された資金は、当該会計年度中に適格プロジェクトに充当される。なお、各適格プロジェクトの充当状況については、経営戦略部財政課と各部局予算決算担当課が連携して充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう管理する。会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む徳島県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受ける。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認される。
- ・ 徳島県 SDGs 債の発行により調達された資金は、徳島県の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示す。
- ・ 未充当資金が発生した場合には、充当されるまで、徳島県公金管理指針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用する。

調達資金は当該会計年度中に適格プロジェクトに充当される。各適格プロジェクトの充当状況については、経営戦略部財政課と各部局予算決算担当課が連携して充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう管理する。未充当資金が発生した場合には、充当されるまで現金または安全性の高い金融資産で運用する。調達資金の全額について適切な内部プロセスに沿って追跡管理が行われ、未充当資金の運用方法は明確に示されている。資金管理は適切である。

4. レポーティング

- 資金を充当したプロジェクト名及び充当金額については、徳島県のウェブサイトにて、起債した年度の翌年度に開示する。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。
- 資金を充当したプロジェクトの実施により得られた以下の環境改善効果及び社会的成果に関する指標等を、実務上可能な範囲で、徳島県のウェブサイトにて少なくとも起債した年度の翌年度に開示する。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。

■グリーンプロジェクト

適格プロジェクト例	レポーティング項目例
<再生可能エネルギー> ・ 県有施設への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備や蓄電池等）導入	・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ ） ・ 再生可能エネルギー使用量（kWh） ・ 導入台数
<エネルギー効率> ・ 県有施設における高効率機器（LED 等）の導入 ・ 県有施設の ZEB 化またはそれに準ずる省エネ化	・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ ） ・ ZEB 認証水準 ・ BEI の数値 ・ 導入数
<クリーン輸送> ・ 環境配慮車の購入	・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ ） ・ 導入数
<生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理> ・ 水域環境保全（藻場の造成） ・ 森林整備 ・ 林道整備	・ 整備箇所名 ・ 箇所数 ・ 整備面積（ha） ・ 林道開設・改良・舗装実績（m） ・ 漁獲増加量
<気候変動に対する適応> ・ 浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 河川改修・改良・維持補修 ➢ 老朽ため池等整備 ・ 高潮対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸保全施設整備 ・ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 治山（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策） ➢ 砂防 	・ 整備施設名 ・ 箇所数 ・ 整備内容 ・ 河川整備延長（km） ・ 想定被害減少効果（戸数・人口・面積等）

■ ソーシャルプロジェクト

適格プロジェクト例	レポート項目例		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
<手ごろな価格の基本的インフラ設備> ・災害活動拠点施設の受変電設備の更新等 ・地域衛星通信ネットワーク（ラスコムネットワーク）の整備	実施内容	・整備箇所数	危機管理・防災体制の再構築
<手ごろな価格の基本的インフラ設備> ・県有施設の老朽化・防災対策	実施内容	・利用者数	安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献
<手ごろな価格の基本的インフラ設備> ・徳島文化芸術ホール（仮称）整備	実施内容	・利用者数	包括的な地域コミュニティの実現
<手ごろな価格の基本的インフラ設備> ・緊急避難場所や指定避難場所等の整備 ・農業水利施設の老朽化対策 ・漁港施設整備 ・水産物供給基盤機能保全 ・長寿命化計画に基づく施設整備（河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等） ・橋りょうの修繕や震災対策 ・公園施設の防災機能の強化 ・港湾補修 ・災害対策拠点施設の長寿命化	実施内容	・自治体との防災協定締結実績 ・整備箇所数	災害に強い持続可能で豊かな社会の実現
<手ごろな価格の基本的インフラ設備> ・歩道の整備や交差点改良 ・非常用信号機電源付加装置の整備	実施内容	・交通事故死者数 ・整備箇所数 ・整備箇所	交通安全対策の推進
<必要不可欠なサービスへのアクセス> ・多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備	実施内容	・エレベーター、車いす用駐車場、多目的トイレ等の設置数	バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現
<必要不可欠なサービスへのアクセス> ・児童館整備	実施内容	・利用者数	児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現
<手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス> ・県立学校施設の長寿命化	実施内容	・拡充された機能	あらゆる人々の教育機会の確保

適格プロジェクト例	レポート項目例		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
<手ごろな価格の基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセス> ・社会福祉施設等における施設整備（補助含む）	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や感染症の流行等の緊急時における障がい児（者）の受入れ可能人数 	障がい児（者）の安心安全の確保
<必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント> ・県立支援学校における施設整備 ・精神障がい者地域共生総合支援	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導計画の目標達成率 ・技能検定受検者数 ・地域と共に SDGs 達成に向け取り組んだ活動回数 ・カフェ等、社会体験のための施設の利用者数 ・グループホーム入所者数 ・地域生活移行者数 	ダイバーシティの推進
<必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメント> ・道路のバリアフリー化（視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備）	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故死者数 ・整備箇所 	交通安全対策の推進
<手ごろな価格の住宅> ・県営住宅建設	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・改修戸数 	あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保

資金充当状況は、徳島県のウェブサイトにて、起債した年度の翌年度に開示する。環境改善効果及び社会的成果については、徳島県のウェブサイトにて、少なくとも起債した年度の翌年度に開示する。充当状況やプロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示する。各グリーン適格プロジェクトの環境改善効果と各ソーシャル適格プロジェクトの社会的成果は、それぞれの環境面での目標、社会的な目標に整合した指標で示される。レポートの内容は適切である。

【留意事項】

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンファイナンスアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンファイナンス原則/ソーシャルファイナンス原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンファイナンス等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。